

愛日荘 短期入所利用料金

【利用料金（1日あたり）】

(円)

介護保険給付		対象							対象外					
区分支給限度基準額		基準額内					基準額外							
介護度	負担割合	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	小計	食費 + 滞在費	合計			
		基本料金	機能訓練 指導体制 加算	夜勤職員 配置加算 (Ⅱ)	看護体制 加算 (Ⅰ)	看護体制 加算 (Ⅱ)	サービス 提供体制 強化加算 (Ⅰ)	介護職員等処遇 改善加算 (Ⅰ)						
要支援1	1割	529	12	/	/	/	22	①～⑥ の合計 に 14.0% を加算	642	3,801	4,443			
	2割	1,058	24				44		1,284		5,085			
	3割	1,587	36				66		1,925		5,726			
要支援2	1割	656	12				22		787		4,588			
	2割	1,312	24				44		1,573		5,374			
	3割	1,968	36				66		2,360		6,161			
要介護1	1割	704	12				18		4		8	22	876	4,677
	2割	1,408	24				36		8		16	44	1,751	5,552
	3割	2,112	36				54		12		24	66	2,627	6,428
要介護2	1割	772	12				18		4		8	22	953	4,754
	2割	1,544	24				36		8		16	44	1,906	5,707
	3割	2,316	36				54		12		24	66	2,859	6,660
要介護3	1割	847	12				18		4		8	22	1,039	4,840
	2割	1,694	24				36		8		16	44	2,077	5,878
	3割	2,541	36				54		12		24	66	3,116	6,917
要介護4	1割	918	12	18	4	8	22	1,119	4,920					
	2割	1,836	24	36	8	16	44	2,239	6,040					
	3割	2,754	36	54	12	24	66	3,358	7,159					
要介護5	1割	987	12	18	4	8	22	1,198	4,999					
	2割	1,974	24	36	8	16	44	2,396	6,197					
	3割	2,961	36	54	12	24	66	3,594	7,395					
別途加算	1割	⑩生産性向上推進体制加算Ⅱ 10 (月額) ⑪送迎加算 184 (片道) ⑫療養食加算 8 (1食) ⑬認知症緊急対応加算 200 (日額) ⑭若年性認知症加算 120 (日額) ⑮医療連携強化加算 58 (日額) ※ 要介護1～5のみ対象 ⑯緊急短期入所受入加算 90 (日額) ※ 要介護1～5のみ対象 ⑰口腔連携強化加算 50 (月1回) ・⑪～⑰は必要に応じて算定されます。 ・⑩～⑰の加算には、介護職員等処遇改善加算(14.0%)を乗じた額が加わります。 ・連続30日または連続60日を超えて利用した場合は基本料金が減算されます。 ・2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍の額となります。												
実費 (第4段階 の場合)	食費 (円)					滞在費 (円)								
	朝食	昼食	夕食	合計(3食)		1日あたり								
	446	683	466	1,595		2,206								
その他	・理容代(カットのみ) 2000円 ※月2回(月曜日) ですが不定期のため希望される方はお問合せください。													

【利用者負担割合について】

		該当要件	負担割合
第1号被保険者 (65歳以上の方)	本人の合計所得金額が 220万円以上	年金収入+その他の合計所得金額の合計額が ①単身世帯で340万円以上 ②2人以上世帯で463万円以上	はい 3割負担
	本人の合計所得金額が 160万円以上 220万円未満	年金収入+その他の合計所得金額の合計額が ①単身世帯で280万円以上 ②2人以上世帯で346万円以上	はい いいえ 2割負担 1割負担
	本人の合計所得金額が 160万円未満		1割負担
	住民税非課税の方		1割負担
	生活保護受給者の方		1割負担
第2号被保険者 (40歳以上65歳未満の方)			1割負担

【介護保険負担限度額認定について】

利用者負担段階	預貯金等の上限(現金・有価証券等含む)
世帯全員が住民税非課税 生活保護または老齢福祉年金受給の方	第1段階 単身：1,000万円 夫婦：2,000万円
世帯全員が住民税非課税 年金の収入金額+合計所得金額が年間80万円以下の方	第2段階 単身：650万円 夫婦：1,650万円
世帯全員が住民税非課税 年金の収入金額+合計所得金額が年間80～120万円以下の	第3段階① 単身：550万円 夫婦：1,550万円
世帯全員が住民税非課税 年金の収入金額+合計所得金額が年間120万円超える方	第3段階② 単身：500万円 夫婦：1,500万円
世帯に課税者がいる方 本人が住民税課税の方	第4段階 (給付対象外)

※年金とは課税年金及び非課税年金(遺族年金・障害年金等)の合計です。

	介護保険負担限度額(1日あたり) (円)		
	食費	滞在費	合計(日額)
第1段階	300	880	1,180
第2段階	600	880	1,480
第3段階①	1,000	1,370	2,370
第3段階②	1,300	1,370	2,670
第4段階	1,595	2,206	3,801

	負担段階別の利用料金：介護費+食費+滞在費 (1日あたり) (円)						
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	1,822	1,967	2,056	2,133	2,219	2,299	2,378
第2段階	2,122	2,267	2,356	2,433	2,519	2,599	2,678
第3段階①	3,012	1,787	3,246	3,323	3,409	3,489	3,568
第3段階②	3,312	3,457	3,546	3,623	3,709	2,419	3,868
第4段階	4,443	4,588	4,677	4,754	4,840	4,920	3,801

【社会福祉法人等による利用者負担軽減について】

対象となる方は、①～⑥まで全てに該当する方 または生活保護受給の方
① 世帯全員が住民税非課税
② 年間収入が単身世帯で150万円(世帯が1人増えるごとに50万円を加算した額)以下 ※収入金額には非課税年金(遺族年金、障害年金等)等含まれます。
③ 預貯金等の資産が単身世帯で350万円(世帯が1人増えるごとに100万円を加算した額)以下 ※資産に有価証券、金・銀等の貴金属、現金等含まれます。
④ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない
⑤ 負担能力のある親族等に扶養されていない
⑥ 介護保険料を滞納していない
軽減割合
・食費・滞在費の利用者負担額の1/4 (利用者負担段階 第1段階の方は1/2)
・生活保護受給の方は、個室の居住費にかかる利用者負担額の全額



問い合わせ

〒990-0011

山形市大字妙見寺4番地

指定短期入所生活介護事業所 愛日荘

時間 平日(月～金曜日) 8:30～17:30

電話番号 023-631-2791

F A X 023-632-2792

